

## 教育実習生の受け入れに関する規程

- 1 原則として、本校卒業生であること。
- 2 受け入れの期間は原則として、次の2期とする。  
前期： 6月（5月下旬～6月上旬）  
後期：10月（9月下旬～10月上旬）
- 3 受け入れ数は、原則として各期間各教科2名以内とする。
- 4 申込者には、作文と面接を課す。
  - ① 「教員志望の動機」についての作文（600字程度）を提出する。
  - ② 教科主任と教務課教育実習担当者が作文を参照の上面接を行い、人物・適性・動機について確認する。
  - ③ 免許を取得するためだけでは受け入れない。（採用試験を受験する者とする）
  - ④ 動機の明確な者を優先する。
- 5 上記条件を充たすものについて、当該教科で審議し、最終的に校長が決定する。
- 6 申し込みの期間は以下とする。  
前期：前年度の4月10日～6月30日  
後期：前年度の7月 1日～9月30日  
締切後、定員を超えた場合の選考は教務課と当該教科で行う。抽選により決定する場合もある。  
定員に満たない場合は、締切後でも受け付けることもある。
- 7 実習期間は原則2週間（実技教科は3週間）とする。  
（中学校の免許取得のため3週間の希望する者も受け入れる）